

連携情報提供システム管理用端末の更新

仕 様 書

令和 7 年 5 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀事業本部 敦賀総合研究開発センター

成果展開推進課

1. 件名

連携情報提供システム管理用端末の更新

2. 目的

日本原子力研究開発機構（以下、「機構」）敦賀総合研究開発センター 成果展開推進課では、敦賀（アクアトム）、武生、鯖江の各商工会議所、地域共生室（福井セーレンビル）に、技術相談等に関する情報を提供する「技術相談窓口システム」、機構からのPR映像や、お知らせ等の情報を提供できる「連携情報提供システム」を整備している。

本システムの情報提供端末へのコンテンツのアップロード、各情報提供端末の動作監視等を実施する端末管理用端末を更新する。また、コンテンツ作成、再生用ソフトウェアのメーカーサポートが終了したことにより、後継のソフトウェアへの更新も実施する。

3. 購入品（相当品可）

①端末管理用デスクトップPC 1台 【DELL OptiPlex 7020 SFF】

CPU : Core i5-12500 以上

メモリ : 16GB 以上

ストレージ : SSD512GB 以上

ドライブ : マルチドライブ

OS : Win11Pro

②コンテンツ作成用ソフトウェア 1本

カテナス KI Sign Editor

③コンテンツ再生用ソフトウェア 5本（端末5台分）

カテナス KI Sign Player

④上記③に対するソフトウェアメーカーサポート 一式

カテナス KI Sign サポート STANDARD（5年分）

⑤Microsoft® Office Home & Business 2024（プリインストール可）

4. 納入期限

令和7年10月2日（木）

5. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

①国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀総合研究開発センター 成果展開推進課 1F 指定場所

福井県敦賀市木崎 65-20

- ②セーレン福井本社ビル 1F 成果展開推進課 指定場所
福井県福井市毛矢 1-10-1
- ③鯖江商工会議所 2F 成果展開推進課 指定場所
福井県鯖江市本町 3 丁目 2-12
- ④武生商工会議所 1F 成果展開推進課 指定場所
福井県越前市蓬萊町 5-18
- ⑤プラント技術産学共同開発センター 成果展開推進課 指定場所
福井県敦賀市神楽町 2-2-4 (アクアトム 3F)

(2) 納入条件

3. 購入品を元に以下の作業を実施し、据付調整後渡しとする。

①端末管理端末

- ・ 5. (1)納入場所①へ、3. ①端末管理用デスクトップ PC を設置し、LAN 環境の整備・導通確認（機構契約のネットワーク環境（SSL-VPN）に接続）等を実施する。

（納入、据付設置等にかかる費用は受注者側で負担するとし、旧端末の撤去、処分については契約範囲外とする。また、LAN 環境の整備に必要な情報は機構が提供する。）

- ・ 3. 購入品①端末管理用デスクトップ PC に、3. 購入品⑤をインストールする。

②コンテンツ作成端末

- ・ 5. (1)納入場所①にあるコンテンツ作成端末を最新の Windows11 に更新する。
- ・ 5. (1)納入場所①にあるコンテンツ作成端末に 3. 購入品②コンテンツ作成用ソフトウェアを導入・動作確認を実施する。

③情報提供端末（4 台分）

- ・ 5. (1)納入場所②～⑤の各端末を最新の Windows11 に更新する。
- ・ 5. (1)納入場所②～⑤の各端末に 3. 購入品③再生用ソフトウェアを導入・コンテンツの再生動作確認を実施する。

④移動式情報提供端末

- ・ 5. (1)納入場所①にある移動式情報配信端末を最新の Windows11 に更新する。
- ・ 5. (1)納入場所①にある移動式情報配信端末に 3. 購入品③再生用ソフトウェアを導入・コンテンツの再生動作確認を実施する。

6. 検収条件

3. に示す購入品を納入後、5. (2)の作業の完了をもって検収とする。

7. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、O A機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

8. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

9. その他

受注者は原子力機構内施設へ購入品を設置する際に異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について機構の確認を受けること。

以上